

独立行政法人国立美術館情報公開に関する開示・不開示の審査基準

平成14年9月27日制定
[一部改正：平成25年 3月13日]
[一部改正：平成30年 3月26日]
[一部改正：令和5年3月28日]

国立美術館に法人文書の開示請求があったときは、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）により、開示に係る法人文書に次のいずれかが記録されている情報（不開示情報）を除き、開示請求者に当該法人文書を開示する。

1. 個人情報（法第5条第1号及び第1号の2）

- 一 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等から、特定個人を識別することが可能な情報、又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがある情報。

例えば

- (1) 職員の自宅住所・電話番号等
- (2) 人事選考関係資料（氏名、履歴等）
- (3) 健康診断・カウンセリングの記録
- (4) 懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）など

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

- イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報。

例えば

- (1) 研究者総覧
- (2) 叙勲・褒章受章者名簿など

- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報。

- ハ 当該個人が公務員であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分。例えば文書に付された総務課長、人事係長等の職名など。

- 二 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

2. 法人等情報（法第5条第2号）

法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で，次に掲げるもの。

イ 公にすることにより，当該法人等又は個人の権利，競争上の地位，その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

例えば

- (1) 「民間等との共同研究」「展覧会の共同主催」等に関し相手方から提供されたノウハウ
- (2) 工事請負者施工成績一覧など

ロ 国立美術館の要請を受けて，公にしないという条件で任意に提供されたもので，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの，また，公にしない等の条件を付すことが情報の性質，当時の状況に照らして合理的であると認められるもの。

例えば

- (1) 企画立案の資料
- (2) アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたものなど

ただし，法人等情報であっても，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

3. 審議検討等情報（法第5条第3号）

国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，次に掲げるもの。

イ 公にすることにより，率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの。

例えば

- (1) 報告，答申等で現在検討・審議中のものの記録
- (2) 現在検討中のものの記録
- (3) 人事選考（採用，昇任等）の記録など

ロ 公にすることにより，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。

ハ 公にすることにより，特定の者に不当に利益を与え，又は不利益を及ぼすおそれがあるもの。

例えば

- (1) 美術館移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書など）
- (2) 機種選定や仕様策定に係る検討記録など

4. 事務・事業支障情報（法第5条第4号）

国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務・事業に関する情報のうち公にすることにより，次に掲げるおそれのある情報その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。

イ 国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれその他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ。

ロ 犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ。

ハ 監査，検査，取締り又は試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ。

ニ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ。

例えば

(1) 入札前の予定価格，積算内訳書

(2) 美術館が当事者となっている訴訟（国家賠償訴訟等）に関する資料など

ホ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ。

例えば，科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの，又は不採択のものなど。

ヘ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ。

例えば

(1) 人事異動原案

(2) 人事選考（採用，昇任等）関係資料

(3) 勤務評定関係記録など

ト 独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ。

附 則

この基準は，平成14年10月1日から施行する。

附 則

この基準は，平成25年3月13日から施行する。

附 則

この基準は，平成30年3月26日から施行し，平成29年5月30日から適用する。

附 則

この基準は，令和5年3月28日から施行し，令和4年4月1日から適用する。